

Q & A

(輸出管理内部規程(CP))

及び

輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL))

平成22年4月

経済産業省

貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理課

安全保障貿易検査官室

目次

<輸出管理内部規程（CP）全体関係>

- Q1. 安全保障貿易管理における輸出管理内部規程(CP)とは何ですか。
- Q2. 輸出や技術提供を行う場合は、輸出管理内部規程(CP)の策定・届出は義務なのでしょうか。
- Q3. 「輸出管理内部規程(CP)」と「輸出者等遵守基準」とはどのような関係なのでしょうか。
- Q4. 当社はこれまで国内事業のみを行ってきましたが、最近輸出や海外との共同技術開発を行うようになり、輸出管理内部規程(CP)を新規に策定しようと考えています。どこか相談できる場所はありませんか。
- Q5. 輸出管理内部規程(CP)を新規に策定しようと考えています。何か参考になるものはありますか。
- Q6. この度、輸出管理内部規程(CP)を新規に作成しました。経済産業省への届出方法を教えてください。
- Q7. 輸出管理内部規程受理票(CP受理票)とは何ですか。
- Q8. この度、輸出管理内部規程(CP)の変更を行う予定です。経済産業省への届出方法を教えてください。
- Q9. 当社は既に輸出管理社内規程(CP)を経済産業省に届け出ています。改正外為法(輸出者等遵守基準部分)が平成22年4月1日に施行されましたが、これに伴う対応はどうすればよいのでしょうか。
- Q10. 輸出管理社内規程(CP)を経済産業省参照へ届け出ている輸出者等として、経済産業省の安全保障貿易管理ホームページで組織名(企業名など)の公表を新たに希望する場合は、どのような手続を行えば良いのでしょうか。
- Q11. 別会社への業務移管などにより輸出業務を行わなくなったなどの事由から、輸出管理内部規程(CP)の経済産業省への届出の必要性が無くなった場合の手続を教えてください。

＜輸出管理内部規程（CP）個別事項関係＞

Q12. 平成22年4月1日に施行された改正外為法の「輸出者等遵守基準」には、“該非確認”や“組織を代表する統括責任者”という文言が出てきます。一方、従来、経済産業大臣に届け出ている輸出管理社内規程（CP）では、“該非判定”や“最高責任者”という文言を使用しています。「輸出者等遵守基準」の施行に伴い、これらの文言を変更する必要があるのでしょうか。

Q13. 輸出管理内部規程（CP）における安全保障貿易に係る輸出管理の最高責任者は、代表取締役以外の取締役等でも構わないのでしょうか。

Q14. 輸出管理内部規程（CP）における取引審査の最終判断権者は誰が担当する必要があるのでしょうか。

Q15. “外為法等遵守事項”の“Ⅱ 個別事項”の“8 報告及び再発防止”に「…関係法令に違反したおそれのあるときは、…」とありますが、これはどのようなときでしょうか。

また、従来、経済産業省に届け出ている輸出管理社内規程（CP）で「法令違反が判明した場合に…」という規定にしている場合、今回の“外為法等遵守事項”の変更に伴い、当該部分の規定を変更する必要があるのでしょうか。

＜輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）全体関係＞

Q16. 輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）とは何ですか。

Q17. 輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（CL受理票）に有効期限はありますか。

Q18. 平成21年7月に企業概要・自己管理チェックリスト（CL）を経済産業省に提出し、企業概要・自己管理チェックリスト受理票（CL受理票）の発行を受けていますが、改正CP届出通達の施行に伴い、平成22年4月に輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）を経済産業省に改めて提出する必要がありますか。

＜輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）個別事項関係＞

- Q19. 「該非確認の責任者」はどのような者を記載すれば良いのでしょうか。
- Q20. 「監査の実施状況」について、一部の部門のみ監査を行った場合など、監査回数はどうのように記載すれば良いのでしょうか。
- Q21. 監査はどのような頻度で実施すべきでしょうか。また、どのような部門を対象に行えば良いのでしょうか。
- Q22. 「資料管理」の項目で“輸出関連書類等”とは、具体的にどのような書類が含まれるのでしょうか。

<輸出管理内部規程(CP)全体関係>

Q1. 安全保障貿易管理における輸出管理内部規程(CP)(注1)とは何ですか？

A1. 輸出や技術提供に関連する一連の手続などを規定することにより、外国為替及び外国貿易法(外為法)などの関係法令を遵守し、それらの違反となってしまうことや懸念のある調達活動に巻き込まれることなどを未然に防ぐための内部規程を「輸出管理内部規程(CP)」と称します。

(注1) 従来、「輸出管理社内規程(CP)」という呼称を用いていましたが、企業以外の研究機関・大学においても規程策定の動きが広がっていることから、今般、呼称を「輸出管理内部規程(CP)」に改めることとしました。

※CP=Compliance Program (コンプライアンス・プログラム) の略称。

Q2. 輸出や技術提供を行う場合は、輸出管理内部規程(CP)の策定・届出は義務なのでしょうか。

A2. 義務ではありません。輸出管理内部規程(CP)は、輸出者等が自主管理を行うための一つ的手段ですので、その策定・届出は任意です。

仮に経済産業大臣に届け出る場合には、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室の助言を得つつ、より確実に安全保障貿易管理を実施することが可能になります。また、輸出管理内部規程(CP)の届出は、個別許可申請が一定の範囲において不要となる包括許可の取得の要件の一つになっています(注2)ので、輸出管理内部規程(CP)の策定・届出を御検討ください。

なお、輸出や技術提供を業として反復継続して行う者(注3)は、輸出管理内部規程(CP)届出の有無にかかわらず、平成21年4月の外国為替及び外国貿易法(外為法)の改正に伴い、平成22年4月1日から新たに導入された輸出者等遵守基準(注4)に従っていただく必要があります。

(注2) その他、経済産業省 安全保障貿易管理ホームページ(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)での組織名(企業名など)の公表によるPRや個別許可申請の優先審査などが可能になります。

(注3) 例えば、初めて輸出等を行う場合であっても今後継続して行う意図又は計画などがあれば、これに当たります。また、企業だけではなく、大学や研究機関などが海外の企業や研究機関などと共同研究をするため、機材の輸出や技術の提供を行う場合などもこれに当たります。

(注4) 輸出者等遵守基準の内容は、次の2つの省令を御参照ください。

- ① 「輸出者等遵守基準を定める省令」 (平成21年経済産業省令第60号)
- ② 「特定重要貨物等を定める省令」 (平成21年経済産業省令第61号)

Q3. 「輸出管理内部規程(CP)」と「輸出者等遵守基準」とはどのような関係なのでしょう。

A3. 「輸出管理内部規程(CP)」は、A1. にもあるとおり、輸出者等が自ら定める組織内部の規程で、あくまで自主管理を行うための任意のものであります。

一方、「輸出者等遵守基準」は、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づくもので、輸出や技術提供を業として反復継続して行う者(注3)が、最低限行うべき輸出管理の基準です。

したがって、輸出や技術提供を業として反復継続して行う者は、平成22年4月1日以降、輸出管理内部規程(CP)を整備しているか否かにかかわらず、輸出者等遵守基準に従っていただく必要があります。

なお、最新の法令・制度に基づく輸出管理内部規程(CP)を策定し、その内部規程に基づき輸出管理に取り組んでいる場合には、輸出者等遵守基準を満たした輸出管理が既に行われているものと考えられます。

(注3) 例えば、初めて輸出等を行う場合であっても今後継続して行う意図又は計画などがあれば、これに当たります。また、企業だけではなく、大学や研究機関などが海外の企業や研究機関などと共同研究をするため、機材の輸出や技術の提供を行う場合などもこれに当たります。

Q4. 当社はこれまで国内事業のみを行ってきましたが、最近輸出や外国との共同技術開発を行うようになり、輸出管理内部規程(CP)を新規に策定しようと考えています。どこか相談できるところはありませんか。

A4. 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課
安全保障貿易検査官室(電話番号:03-3501-2841)に相談していただければ、貴社(注5)の組織構成や事業内容などを踏まえつつ、適切な輸出管理内部規程(CP)の策定・届出に向けて、助言いたします。

(注5) 企業のみならず、大学・研究機関などが輸出管理内部規程(CP)を新規に策定する場合も、安全保障貿易検査官室に相談していただければ、同様に助言いたします。

Q5. 輸出管理内部規程(CP)を新規に策定しようと考えています。何か参考になるものはありませんか。

A5. 企業向けの輸出管理内部規程(CP)のモデル(モデルCP)を財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC)が作成しています。このモデルCPは、企業の管理形態などに対応して、6種類のモデルCPと仲介貿易取引を行う企業向けの仲介モデルCPが作成されています。

新たにCPを策定する際には、これらを参考とすることが可能ですが、これらのモデルCPはあくまでも「モデル」としての一般的な例示です。

各輸出者等が輸出管理内部規程(CP)の策定を検討される場合には、輸出者等それぞれの実情(規模や組織等)を考慮した上で、輸出者等自身に最も適した実行可能な輸出管理内部規程(CP)を作成することが重要です。

また、輸出管理内部規程(CP)を経済産業大臣に届け出る場合は、まずは内部で検討されている段階で経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室(電話番号:03-3501-2841)に御相談ください。

Q6. この度、輸出管理内部規程(CP)を新規に作成しました。経済産業省への届出方法を教えてください。

A6. 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課
安全保障貿易検査官室にて届出を受理しています。輸出管理内部規程(CP)の内容が適切である場合(注6)には、輸出管理内部規程受理票を発行します。

輸出管理内部規程(CP)の内部での検討の段階からその内容についての助言もいたしますので、まずは安全保障貿易検査官室(電話番号:03-3501-2841)に御相談ください。

なお、輸出管理内部規程(CP)の届出に必要な書類等については、通達(「輸出管理内部規程の届出等について(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)」)(注7)を御覧ください。

(注6) 外為法を始めとする輸出関連法規の遵守事項(以下「外為法等遵守事項」という。)をすべて含む内部規程であることが必要です。外為法等遵守事項は、通達(「輸出管理内部規程の届出について」の別紙1)に“Ⅰ 基本方針”と“Ⅱ 個別事項(8項目)”が明記されています。なお、この通達は、平成22年2月24日付けで改正・公布され、平成22年4月1日施行されました。

(注7) 通達の内容は、経済産業省安全保障貿易管理ホームページ(<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>)から御参照ください。

Q7. 輸出管理内部規程受理票(CP受理票)とは何ですか。

A7. 輸出管理内部規程受理票(CP受理票)は、輸出者等が輸出管理内部規程(CP)を経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室へ提出後、“外為法等遵守事項”(注8)をすべて含む適切な内部規程であると確認できた場合に発行されるものです。

なお、「輸出管理内部規程受理票(輸出管理社内規程受理票を含む。)(CP受理票)」が発行されている輸出者等は、毎年7月1日から7月31日までの間に、“輸出管理内部規程(CP)の確実な実施”を確認するための輸出者等概要・自己管理チェックリスト(注9)を提出する必要があります。その内容が適切である場合には、別途、輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票(CL受理票)が発行されます。

(注8) “外為法等遵守事項”は、通達(「輸出管理内部規程の届出について(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)」の別紙1)を御参照ください。

(注9) 輸出者等概要・自己管理チェックリストについては、A16.を御参照ください。

Q8. この度、輸出管理内部規程(CP)の変更を行う予定です。経済産業省への届出方法を教えてください。

A8. 経済産業省へ届出済みの輸出管理内部規程(輸出管理社内規程を含む。以下同様。)(CP)の内容変更は、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室にて内容変更届出を受理しています。変更内容が適切である場合には、輸出管理内部規程受理票(CP受理票)を新たに発行します。

輸出管理内部規程(CP)の変更内容を内部での検討の段階からその内容についての助言もいたしますので、まずは安全保障貿易検査官室(電話番号:03-3501-2841)に御相談ください。

また、新たに輸出管理内部規程受理票(新CP受理票)が発行された場合は、それ以前に発行された輸出管理内部規程受理票(旧CP受理票)を速やかに返却してください。

なお、輸出管理内部規程の内容変更の届出に必要な書類等については、通達(「輸出管理内部規程の届出等について(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)」)(注7)を御覧ください。

(注7) 通達の内容は、経済産業省安全保障貿易管理ホームページ(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)から御参照ください。

Q9. 当社は既に輸出管理社内規程(CP)を経済産業省に届け出ています。改正外為法(輸出者等遵守基準部分)が平成22年4月1日に施行されましたが、これに伴う対応はどうすればよいのでしょうか。

A9. 届出済みの輸出管理社内規程(CP)が、既に最新の法令・制度(注10)を踏まえた内容変更を行っている場合には、今回の輸出者等遵守基準の施行に伴い、大きく変更すべき事項はありません。

ただし、例えば輸出管理の最高責任者が組織を代表する者になっていない場合には、輸出管理社内規程(CP)を変更するとともに、組織を代表する者を最高責任者に選任する必要があります(注11)。

なお、改正外為法(技術取引規制の見直し、仲介貿易規制の見直し、罰則の強化等の部分)の平成21年11月1日施行に伴う、

○「『技術の提供』の定義の変更」

○「文書保存期間の変更」

○仲介技術取引を行う者にあつては「仲介技術取引の規定の追加」など、最新の法令・制度を反映していない輸出管理社内規程(CP)の場合には、できる限り早期(平成22年7月末まで)に内容変更を行う必要があります。

(注10) 最新の法令・制度: 輸出管理内部規程(CP)に反映すべき法令・制度の変遷

平成14年 4月～ 大量破壊兵器キャッチオール規制の導入

平成19年 6月～ 仲介貿易取引(貨物)規制の導入

平成20年11月～ 通常兵器補完的輸出規制の導入

平成21年11月～ 改正外為法対応①(技術規制の見直し等の導入)

平成22年 4月～ 改正外為法対応②(輸出者等遵守基準の導入)

(注11) 輸出管理の最高責任者については、A13.を御参照ください。

Q10. 輸出管理内部規程(CP)を経済産業省に届け出ている輸出者等として、経済産業省の安全保障貿易管理ホームページで組織名(企業名など)の公表を新たに希望する場合は、どのような手続を行えば良いのでしょうか。

A10. 輸出管理内部規程(CP)を経済産業省に届け出ている輸出者等が、以下の要件をすべて満たしている場合であって、

- 輸出者等遵守基準及び輸出管理内部規程に従って適切に輸出管理を実施している。
- リスト規制、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制に対応し、用途・需要者審査を適切に実施している。
- 定期的に監査を実施している。

自らの輸出管理体制の運用状況が適切であるとして所定の様式(注12)を経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室に提出したときは、当該輸出者等の名称、所在地及びホームページのアドレス(和・英)を経済産業省の安全保障貿易管理ホームページにおいて公表しています。

したがって、公表を希望する場合には、まず、これらの要件をすべ

て満たすかを確認した上で、毎年7月1日から7月31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)を安全保障貿易検査官室に提出する際、併せて、所定の様式を提出してください。

なお、既に輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票(CL受理票)が安全保障貿易検査官室から発行されている輸出者等の場合には、上記以外の期間でも随時受け付けますので、所定の様式を提出してください。

(注12) 所定の様式とは、「輸出管理内部規程の届出等について(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)」の様式6(輸出管理内部規程の実施状況の公表について(宣言))です。

この様式は、経済産業省安全保障貿易管理ホームページ(<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>)から御参照ください。

Q11. 別会社への業務移管などにより輸出業務を行わなくなったなどの事由から、輸出管理内部規程(CP)の経済産業省への届出の必要性が無くなった場合の手続を教えてください。

A11. 輸出管理内部規程(CP)の取下げ手続が必要です。

① 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室あて「輸出管理内部規程の取下げ届」を提出するとともに、

② 次の2種類の書類を返却してください。

ア. 安全保障貿易検査官室より発行済みの輸出管理内部規程受理票(原本)(輸出管理社内規程受理票(原本)を含む。)(CP受理票)

イ. 有効期限内の輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票(原本)(企業概要・自己管理チェックリスト受理票(原本)を含む。)(CL受理票)

なお、①の「輸出管理内部規程の取下げ届」の様式(様式5)は、
経済産業省安全保障貿易管理ホームページ
(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)から御参照ください。

<輸出管理内部規程(CP)個別事項関係>

Q12. 平成22年4月1日から施行された改正外為法の「輸出者等遵守基準」には、“該非確認“や”組織を代表する統括責任者“という文言が出てきます。一方、従来、経済産業大臣に届け出ている輸出管理社内規程(CP)では、“該非判定”や“最高責任者”という文言を使用しています。「輸出者等遵守基準」の施行に伴い、これらの文言を変更する必要があるのでしょうか。

A12. 変更する必要はありません。

「輸出者等遵守基準」では“該非確認”、“組織を代表する統括責任者”という文言を法令の用語として用いていますが、それぞれの用語は、輸出管理内部規程(CP)における“該非判定”、“最高責任者”に相当する用語として用いているものです。

したがって、輸出管理内部規程(CP)では引き続き従来どおりの文言を用いても構いません。

なお、輸出管理内部規程(CP)で、“最高責任者”とは別に、輸出管理の実務を行う輸出管理部門の責任者を“統括責任者”としている場合、誤解を招かないために、輸出管理のトップは引き続き“最高責任者”としていても差し支えありません。

Q13. 輸出管理内部規程(CP)における安全保障貿易に係る輸出管理の最高責任者(注13)は、代表取締役以外の取締役等でも構わないのでしょうか。

A13. 輸出管理内部規程(CP)に規定する安全保障輸出管理のトップである最高責任者は、大臣通達(注14)に基づき「代表取締役」とされています。その理由は、最高責任者には、安全保障輸出管理に関する組織内の管理・統制能力や万一の違反発生時における対外的な対応に関する以下の権限及び責任、それらを担うにふさわしい能力などが必要とされ、そのような観点から最も適切な者と考えられるからです。

- ① 外為法関係法令の遵守を徹底させる責任。
- ② 違法のおそれのある輸出等の停止を命令する権限。
- ③ 万一外為法関係法令違反などが発生した場合に、その原因を究明し、違反者を処罰し、行政庁に報告して指示を仰ぐとともに、再発防止策を構築する責任。

以上の趣旨を踏まえ、最高責任者は代表取締役の中から選任することとなっています。

なお、企業の規模、組織形態等によっては、例えば会社法に基づく委員会設置会社のように、業務執行の権限と責任の在り方によっては最高責任者を代表取締役の中から選任することが困難な場合もあり得ます。その場合には、例外的な対応として、例えば、上述のような権限及び責任、それらを担うにふさわしい能力などを有する代表執行役又は取締役若しくは執行役の中から最高責任者を選任することも考えられます。ただし、その際には、最高責任者を代表取締役ではなく、代表執行役又は取締役若しくは執行役の中から選任することとする理由及びその妥当性を慎重に検討し、その旨を取締役会などでの決議その他の適切な手続を経て明確にしておくことが必要と考えられます。

(注13) 輸出管理内部規程における最高責任者は、輸出者等遵守基準(「輸出者等遵守基準を定める省令」(平成21年経済産業省令第60号)第1条第2号イ)の統括責任者に相当します。

(注14) 大臣通達は、以下の2つの通達のことを指します。

- ① 平成6年6月24日付け「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(6貿局第604号)
- ② 平成18年3月3日付け「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」(平成18・03・01貿局第4号)

Q14. 輸出管理内部規程(CP)における取引審査の最終判断権者は誰が担当する必要があるのでしょうか。

A14. 大臣通達(注14)では取締役以上が規制貨物等の取引審査の最終判断権者になることを要請しています。

しかし、会社の組織形態等によっては、例えば会社法に基づく委員会設置会社のように、業務執行と権限と責任の在り方によっては、必ずしも最終判断権者(管理責任者)を取締役の中から選任することが困難な場合もあり得ます。その場合には、これに相当する者として執行役の中から最終判断権者を選任することも考えられます。

ただし、いずれの場合も、最終判断権者は営業から独立した立場で判断できる者が望ましいと考えられます。

(注14) 大臣通達は、以下の2つの通達のことを指します。

- ① 平成6年6月24日付け「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(6貿局第604号)
- ② 平成18年3月3日付け「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」(平成18・03・01貿局第4号)

Q15. “外為法等遵守事項”（注8）の“Ⅱ 個別事項”の“8 報告及び再発防止”に「…関係法令に違反したおそれのあるときは、…」とありますが、これはどのようなときでしょうか。

また、従来、経済産業省に届け出ている輸出管理社内規程（CP）で「法令違反が判明した場合に…」という規定にしている場合、今回の“外為法等遵守事項”の変更に伴い、当該部分の規定を変更する必要があるのでしょうか。

A15. 「違反したおそれのあるとき」とは、例えば、非該当品として輸出・販売していた製品について、販売先の他社からリスト規制品ではないかとの指摘を受けたものの、自社では明確に該当か非該当か判断できないときが想定されます。

自社で該非判定が明確に判断できないまま、引き続き輸出・販売を継続し、結果的に多数の無許可輸出を行うことを未然に防止するため、“違反したおそれがある”ことが判明した初期の段階で輸出者等が迅速かつ的確に対応することが必要となります。

このため、輸出管理内部規程（CP）の規定に、「関係法令に違反したおそれのあるとき」を明記していただくことが適切であると考えます。

（注8）“外為法等遵守事項”は、通達（「輸出管理内部規程の届出について（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）」の別紙1）を御参照ください。

<輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)全体関係>

Q16. 輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)とは何ですか。

A16. 「輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)」(注15)とは、「輸出管理内部規程(CP)の確実な実施”が確保されているかどうかを輸出者等自身が確認し、自己判断により明らかにする書類です。

輸出管理内部規程(CP)を経済産業大臣に届け出ている輸出者等は、輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)を毎年7月1日から7月31日までに経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室に提出していただく必要があります。提出後、その内容が適切である場合、輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票(CL受理票)が発行されます。

なお、包括許可の取得・更新の申請時には、輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票(CL受理票)が必要となります。また、包括許可取得者は、この輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)の提出が包括許可条件の一つになっています。

(注15)「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の様式は、通達(「輸出管理内部規程の届出について(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)」)の様式3です。

なお、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」は、平成22年3月31日までは「企業概要・自己管理チェックリスト」という呼称でした。

Q17. 輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票(CL受理票)に有効期限はありますか。

A17. 輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票(CL受理票)は発行日から13か月間有効です。

ただし、CL受理票の発行日以降、輸出管理内部規程(CP)どおりに輸出管理がなされていないために、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室から輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票(CL受理票)の返却を求められた場合には、当該輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票(CL受理票)は無効となりますので、御注意ください。

Q18. 平成21年7月に企業概要・自己管理チェックリスト(CL)を経済産業省に提出し、企業概要・自己管理チェックリスト受理票(CL受理票)の発行を受けていますが、改正CP届出通達(注16)の施行に伴い、平成22年4月に輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)を経済産業省に改めて提出する必要がありますか。

A18. 平成22年4月に輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)を経済産業省に改めて提出する必要はありません。

例年どおり、平成22年7月1日から平成22年7月31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)を経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室に提出してください。

なお、最新の法令・制度を反映していない輸出管理社内規程(CP)である場合、輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)の提出までのできる限り早期に内容変更を行っていただく必要がありますので、御注意ください。

(注16) CP届出通達は、「輸出管理内部規程の届出について(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)」を指します。

＜輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)個別事項関係＞

Q19. 「該非確認の責任者」はどのような者を記入すれば良いのでしょうか。

A19. 輸出者等内部の者(外部の者は除きます。)の中から該非判定に責任を持つ者を記入すれば良く、所属・役職等の制限はありません。ただし、内部における該非判定書等の該非判定に関する書類の決裁権者は必ず含まれることとなります。

その中から、該非確認責任者が2名以内の場合には、輸出者等概要・自己管理チェックリスト(注15)の「6.」の所属・役職及び氏名を記入してください。なお、2名を超える場合には、下欄に他〇名と併せて記入してください。

(注15)「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の様式は、通達(「輸出管理内部規程の届出について(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)」)の様式3です。

Q20. 「監査の実施状況」については、一部の部門のみ監査を行った場合などは、監査回数はどのように記入すれば良いのでしょうか。

A20. 複数の部門が輸出管理に関連する業務を担当している場合には、直近の事業年度で輸出管理に関連するすべての部門に対して監査を実施している場合には「1回」と記入してください。

輸出関連部門のうちの一部の部門だけしか実施していない場合には「0回」と記入するとともに、具体的な取組状況を輸出者等概要・自己管理チェックリスト（注15）の「4-1(1)」の備考欄に御記入ください。さらに、具体的な監査の取組状況を説明する資料を別紙（様式自由）で追加提出しても差し支えありません。

（注15）「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の様式は、通達（「輸出管理内部規程の届出について（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）」）の様式3です。

Q21. 監査はどのような頻度で実施する必要があるのでしょうか。また、どのような部門を対象に誰が行えば良いのでしょうか。

A21. 監査は、原則として毎年1回以上実施する必要があります。

具体的には、輸出管理に関連するすべての部門(製造部門、営業部門、技術部門、出荷部門、管理部門など)に対して、監査の年間スケジュールを定めた上で、監査部門と輸出管理部門とが共同で監査を実施する、といった方法が考えられます。

なお、例えば、リスト規制対象貨物・技術を取り扱う部門に対しては毎年1回実施し、リスト規制対象貨物・技術を取り扱っていない部門に対しては半分ずつ隔年で実施する、といった取組であっても、具体的な監査の体制及び定期的な監査の実施に係る手続(スケジュールを含む。)を定め、当該手続に従って監査を定期的に行っている場合には問題ないと考えられます。

Q22. 「資料管理」の項目で“輸出関連書類等”とは、具体的にどのような書類が含まれるのでしょうか。

A22. “輸出関連書類等”とは、引き合いから出荷・船積みまでの一連の関連書類等を指します。したがって、輸出等の相手方から入手した書類、社内での審査手続の書類、通関手続の書類などがこれに当たります。

例えば、社内での審査手続の書類としては、「該非判定」、「顧客審査」、「需要者・用途確認」、「取引審査」などの各書類が含まれます。また、通関手続の書類としては、「インボイス」や「輸出申告書」などが含まれます。